

警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則案新旧対照条文

警察大学校警察情報通信研究センターの内部組織に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第四号）（附則第二項関係）

改正案	現行
<p>（研究室の設置）</p> <p>第一条 警察大学校警察情報通信研究センターに、次の三研究室を置く。</p> <p>基礎研究室</p> <p>応用第一研究室</p> <p>応用第二研究室</p> <p>（応用第一研究室）</p> <p>第三条 応用第一研究室においては、警察に関する情報通信に関する研究に 関する事務のうち、技術の応用及び開発に関する研究に関する事務（応用 第二研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>（削除）</p> <p>（研究室長）</p> <p>第五条 研究室に、研究室長を置き、教授をもって充てる。</p> <p>2 研究室長は、命を受け、研究室の事務を掌理する。</p>	<p>（研究室の設置）</p> <p>第一条 警察大学校警察情報通信研究センターに、次の四研究室を置く。</p> <p>基礎研究室</p> <p>応用第一研究室</p> <p>応用第二研究室</p> <p>応用第三研究室</p> <p>（応用第一研究室）</p> <p>第三条 応用第一研究室においては、警察に関する情報通信に関する研究に 関する事務のうち、技術の応用及び開発に関する研究に関する事務（応用 第二研究室及び応用第三研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさど る。</p> <p>（応用第三研究室）</p> <p>第五条 応用第三研究室においては、警察に関する情報通信に関する研究に 関する事務のうち、犯罪の取締りのための情報技術の解析に係る技術の応 用及び開発に関する研究に関する事務をつかさどる。</p> <p>（研究室長）</p> <p>第六条 研究室に、研究室長を置き、教授をもって充てる。</p> <p>2 研究室長は、命を受け、研究室の事務を掌理する。</p>